

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2019年5月号（No. 371）＞

「商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえる」といって多額の商品を購入させる儲け話に御注意！

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「インターネット通販サイトで商品等を購入し、その商品等についてSNSで宣伝すると商品購入代金が支払われるほか、報酬等の収入がある」といった儲け話に関する相談が寄せられています。

特 徴

- 知人などを通じて、「化粧品など指定された商品を通販サイトで購入し、自身のSNSで宣伝すれば、広告料として、商品購入代金や報酬等を支払います」と勧誘があります。
- 通常、1回目は商品の購入代金等が全額支払われますが、信用して、額を増額して購入した2回目以降に、事業者と連絡が取れなくなり、多額の支払いや借金が残るケースが多くなっています。

アドバイス

- 「簡単に儲かる」といったうまい話はありません。セールストークを鵜呑みにせず、慎重に判断しましょう。
- どのようにして利益が生まれ、報酬が支払われるのか、その仕組みがよくわからない場合には、勧められるがままに多額の商品を購入することはやめましょう。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。